

重要事項説明書

(社会福祉法人石川福祉会 ケアハウス桜が丘保養園)

1 事業者

法人名	社会福祉法人 石川福祉会
法人の所在地	東広島市西条町寺家5973-2
代表者氏名	理事長 伊東 富美子
電話番号	082-423-2595
FAX番号	082-422-5675
設立年月日	昭和50年06月18日(法人認可)

法人に対し介護保険法令に基づき広島県知事又は東広島市から指定を受けている 施設及び居宅介護サービスの種類	
特別養護老人ホーム	桜が丘保養園
通所介護事業所	桜が丘保養園
訪問介護事業所	桜が丘保養園
短期入所生活介護事業所	桜が丘保養園
居宅介護支援事業所	桜が丘保養園

2 ご利用施設

施設の種類の	ケアハウス
施設の目的	平成元年、法に基づいて制度化されたケアハウスは、身体機能の低下や、独立した生活に不安のある60歳以上の高齢者(夫婦で入居する場合は、どちらか一方)が、在宅サービスを利用しながら、できる限り自主的な生活が送れるよう配慮した新しい形態の老人ホームです。ケアハウスは、あくまでも在宅として位置づけられ、入居者の自立性を尊重しつつ、その人に合った生活を継続する場としてつくられています。
施設の名称	ケアハウス桜が丘保養園
施設の所在地	東広島市西条町寺家5976
施設長(管理者)氏名	徳光 重雄
電話番号	082-423-2595
FAX番号	082-422-5675

開設年月日	平成08年04月01日（設置認可）
当施設の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人としての社会的責任を持って、常に積極的な経営を目指します。 ・個人の尊厳を大切にし、安らぎと信頼のある施設を目指します。 ・地域社会と積極的に交流を図り、地域福祉に貢献できる施設を目指します。 ・「聞く」「理解する」「共感する」を介護の基本として、質の高いサービス提供のため、介護の専門性向上に努めます。
交通の便	<ul style="list-style-type: none"> ・JR西条駅前より徒歩20分 ・JR西条駅より、タクシーなど車両で所要時間5分
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地	1,667.33㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート地上4階
	延べ床面積	1,713.47㎡
	利用定員	25名

(2) 主な設備

名称	室数・数	備考
個人居室	1人部屋 17室 夫婦部屋 4室	トイレ、浴室、ミニキッチン、洗濯機置き場、ベランダ
(食堂)	1室	テレビ、ベランダ、エアコン
談話コーナー	3室	テーブル、椅子、エアコン

4 職員体制

(1) 主な職員の配置状況

職種	人数	主な業務
施設長	1名	職員の管理、調整、業務実施の把握、その他必要な指揮、命令
生活相談員	1名	生活相談、面接、援助や、その他入居生活に関わる連絡、調整
介護職員	1名	利用者の日常生活の援助など
栄養士	兼務	献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等
事務員	1名	庶務及び会計業務全般など
調理員	業務委託	利用者の給食業務など

(2) 勤務体制 (主な職員)

早出	7:00 ~ 16:00	夜間緊急時は 宿直・夜勤者 (同一敷地内にある特別養護老人ホーム) による対応も可能です
日勤	8:30 ~ 17:30	
遅出	10:00 ~ 19:00	

(3) 医師 (協力医)

医療機関の名称	中前外科・内科クリニック
医師の氏名	中前 尚久
診療科目	内科・外科
所在地	東広島市西条町助実1854-1
電話番号	082-423-8200

5 当施設が提供するサービス

(1) 利用料金に含まれるサービス

種類	内容
食事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・利用者は食堂にて食事をとっていただくことを原則とさせていただきます。 (食事時間) 朝食 7:30、昼食 12:00、夕食 18:00
入浴	・入浴は各居室で行っていただきます。
健康管理	・職員が、相談を行います。健康診断を1回/年実施。 また、緊急時必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関などに引き継ぎます。
相談及び援助	・当施設は、利用者及びご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。
行事等	・施設行事計画に沿った行事等を企画します。

(2) 有料サービス

種類	内容	費用など
理美容サービス	・出張サービスをご利用いただけます。	カットなど 実費
複写物の交付	・私用の複写等は、事務所のコピー機をご利用いただけます。	1枚 ¥10
その他	・当施設の利用において、利用料金に含まれるサービス以外の個人で希望されるサービスについて。	実費

6 利用料等

(1) 月額利用料

下記の料金表<ケアハウス桜が丘保養園 利用料>により、ご利用者様の収入によって決定された合計が月額の基本利用料となります。

(2) 特別食の実費追加徴収条項

特別食（創立記念日、園遊会、クリスマス会、忘年会等）については、500円別途徴収させていただきます。ただし、事前同意を確認し、食事をされた方のみ徴収させていただきます。

注1) 上記のほかに、自室で使用された水道光熱費が必要になり、各居室に設置したメーターで算出します。また、11月～3月の間は、冬季加算として共有スペース等の暖房費が必要になります。

注2) 入居時には、入居契約書に定める保証金が必要になります。

ケアハウス桜が丘保養園 利用料（月額）

対象収入による階層区分	事務費	生活費	管理費	合計
1,500,000 円以下	10,300 円	46,854 円	30,000 円	87,154 円
1,500,001 円～1,600,000 円	13,400 円			90,254 円
1,600,001 円～1,700,000 円	16,500 円			93,354 円
1,700,001 円～1,800,000 円	19,700 円			96,554 円
1,800,001 円～1,900,000 円	22,800 円			99,654 円
1,900,001 円～2,000,000 円	25,900 円			102,754 円
2,000,001 円～2,100,000 円	31,100 円			107,954 円
2,100,001 円～2,200,000 円	36,300 円			113,154 円
2,200,001 円～2,300,000 円	41,600 円			118,454 円
2,300,001 円～2,400,000 円	46,700 円			123,554 円
2,400,001 円～2,500,000 円	52,000 円			128,854 円
2,500,001 円～2,600,000 円	59,300 円			136,154 円
2,600,001 円～2,700,000 円	66,500 円			143,354 円
2,700,001 円～2,800,000 円	73,900 円			150,754 円
2,800,001 円～2,900,000 円	81,100 円			157,954 円
2,900,001 円以上	87,900 円			164,754 円

*電気代・水道代は実費となります。：冬期（11～3月）の生活費は1,960円加算となります。

*二人部屋の利用の場合は、それぞれの収入および必要経費を合算、その2分の1がそれぞれの対象収入となります。その時の事務費は一人7,200円になります。

※上記の表の「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

7 苦情相談窓口

当施設では、苦情の解決に向けて、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員による苦情解決体制を整えています。

(1) 施設内

ご利用相談窓口	苦情解決責任者：徳光 重雄（施設長） 苦情受付担当者：角本 伸志（課長） 中間 万李（係長） 山中 晋一郎（社会福祉士・精神保健福祉士）
ご利用方法	受付時間（8：30～17：30） TEL：082-423-2595 FAX：082-422-5675 苦情受付箱：（玄関に設置）

(2) 第三者委員

(連絡先等)	石丸 泰三 様 電話番号 082-423-4164 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
	武田 直也 様 電話番号 082-423-1015 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

(3) 行政機関その他苦情受付機関

広島県健康福祉局 医療介護基盤課	所在地 広島市中区基町10番52号 電話番号 082-513-3199 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
広島県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

※ 入居後に、ホームヘルパー等の介護保険サービスを利用されることになった場合で、その介護保険サービスに対する苦情をお申し出になる場合には、担当の行政機関が異なりますので、詳しくは職員にお尋ねください。

8 非常時の対策

非常時の対応	「施設の避難計画」に準じて対応します。
平常時の訓練など	
緊急自体の対応	

9 ご利用にあたって留意いただく事項

持ち込みの制限	・衛生管理の観点から、食品（腐敗しやすいもの）、危険物（刃物等）、獣類（ペット等）などは、持ち込むことができません。
来訪・面会	・面会時間は8：30～17：30です。（必要時は、お問い合わせ願います） ・来訪者は、必ず面会受付簿への記入をお願いします。
外出・外泊	・外泊をされる場合は、事前に外泊簿の提出をお願いします。
食事	・食事が不要な場合は、3日前までにお知らせください。
喫煙	・防火管理上、喫煙は禁止しています。
飲酒	・節度を踏まえていただき、迷惑行為などがある場合にはお断りします。
火気の使用	・火災予防上の理由から、居室内での火気使用はご遠慮ください。 仏壇などの線香やろうソク、石油温風ヒーター、石油ストーブ、電気ストーブ、ハロゲンヒーター等の火気使用による暖房機器類の使用はお断りします。
迷惑行為等	・騒音、悪臭など他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないように願います。
宗教・政治活動	・他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

10 緊急時の対策と対応

(1) 事故等の発生時の対応

- ① 施設で万が一、利用者に影響を及ぼすような事故等が発生した場合、施設は、まずは利用者の安全確保と可能な限りの緊急処置を行うとともに、施設での対応が困難な場合など必要に応じて医療機関へ移送します。
- ② 前①の対応後、状況把握と整理を行った上で、改めて利用者や家族等に説明を行うこととし、利用者等からのお申し出については誠実に対応します。
- ③ 利用者及び家族への損害賠償
事故等により施設が賠償責任を負うことになった場合は、「(社福)石川福祉会 入所者及び利用者への賠償責任事故に関わる重要事項説明書」に基づいて対応します。

(2) 行政機関への報告

利用者が入院や骨折をされるなどの事故が発生した場合には、速やかに広島県へ報告を行い、必要な対策を講じます。

(3) 非常災害時の対策

非常時の対応	「特別養護老人ホーム桜が丘保養園 消防計画」に基づき対応			
平常時の訓練等	「特別養護老人ホーム桜が丘保養園 消防計画」に基づき、利用者も参加する昼間及び夜間を想定した避難訓練を実施します。			
防 災 設 備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あ り	防火扉・シャッター	あ り
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	あ り
	自動火災報知機	あ り	非常通報装置	あ り
	誘導灯	あ り	漏電火災報知機	あ り
	避難器具	3箇所	非常用電源	あ り
	カーテン等は、防煙性能のあるものを使用しております。			
消 防 計 画 等	消防署への届出日：随時 防火管理者：角本 伸志			

入所者及び利用者への損害賠償に関わる重要事項説明書

社会福祉法人石川福祉会（以下、「法人」という。）は加入している賠償責任保険に関し、次の各項に沿って対応するものとします。

1 賠償責任の範囲

賠償の対象者は、法人が運営する事業を利用する入所者又は利用者とし、賠償する事例は次のとおりです。

損害賠償する場合	事故例
①法人が所有、使用管理する施設に起因する対人、対物事故	<ul style="list-style-type: none">・手すりの管理不備により利用者が転倒し、ケガをされた・廊下が濡れたまま放置されており利用者が滑ってケガをされた・施設に設置されているエレベーターの管理不備によって利用者がケガをされた
②法人の活動遂行中の対人、対物事故	<ul style="list-style-type: none">・要介護者の身体機能を調査している際に誤ってケガをさせた・リハビリ訓練中の過失によって利用者にケガをさせた・訪問調査時に調査対象者宅の家財を誤って損壊した
③事業活動の結果または飲食物等の提供に起因する対人、対物事故	<ul style="list-style-type: none">・法人が提供した食事に起因して食中毒が発生した
④法人が預かった入所者又は利用者の財物（現金、貴重品を含む）の損壊、紛失、詐取、盗難	<ul style="list-style-type: none">・一時的に預かった利用者の携行品を紛失した（警察への届出が必要）
⑤事業活動に伴う他人の人格権侵害事故	<ul style="list-style-type: none">・身体障害や疾病等に関する利用者の秘密事項が漏洩しプライバシーを侵害した
⑥ケアマネジャーが作成したケアプランに起因する純経済損害事故（対人、対物事故を伴わない損害事故）	<ul style="list-style-type: none">・ケアプラン作成ミスや申請手続きの遅滞によって受取が遅れるなど、利用者に経済的損害が発生した

2 損害賠償額について

対人、対物事故、人格権侵害事故、純経済損害事故の場合に法律上負担することとなる損害賠償金（治療費・慰謝料・修理費・再購入費・逸失利益等）の査定は加入する保険会社の支払基準とします。

3 損害賠償の対象としない場合

- (1) 自動車等の所有・使用・管理に起因する事故【自動車による送迎中等又は家族送迎の場合、送迎を行っていた車輛（家族送迎の場合にはその家族の車輛）の保険を使用します】
- (2) 地震、大雨災害等の天災による事故
- (3) 上記のほか、法人の取り組みに関係しない要因による事故等

当施設は、施設サービスの提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書3通を作成し、利用者等による署名及び事業者による記名押印の上、各1通を保管するものとします。

<事業者> 事業所名 社会福祉法人 石川福祉会 ケアハウス桜が丘保養園
住 所 東広島市西条町寺家 5976
説明者 職 種 (施設長) 氏名 徳 光 重 雄 印

私は、本書面にに基づき事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解しサービスの開始に同意いたしました。

同意日及び交付日 令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

(契約者との続柄)

署名代行人 住 所

氏 名

(契約者との続柄)

身元保証人 住 所
・ 家族代表

氏 名

(契約者との続柄)